

国民年金の手続きをお忘れなく

問 和歌山西年金事務所 お客様相談室 Tel.073-447-1660

- ・20歳になったとき、会社を退職したとき、配偶者の扶養家族から外れたときは、国民年金加入の手続きが必要です。
- ・年金は、世代と世代の助け合いの仕組みです。受給年齢になったときだけでなく遺族年金や障がい年金もあります。
- ・学生や失業等の理由により、保険料納付が難しい場合は、免除等をご検討ください。

源泉徴収票が送付されます

問 ねんきんダイヤル Tel.0570-05-1165 和歌山西年金事務所 Tel.073-447-1660

令和5年中に課税対象となる年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金等）を受給された方々に、1月中に「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」が送付される予定です。

この書類は確定申告等に必要なものとなります。また、遺族年金や障害年金は非課税扱いとなり、源泉徴収票は送付されません。

源泉徴収票に関するお問い合わせ（内容・再交付等）は、ねんきんダイヤルまたは和歌山西年金事務所までお願いします。

※個人情報保護の観点から、年金受給額などについては役場ではお答えできませんので、上記へお問い合わせください。

偶数月の第1木曜日は出張年金相談の日

次回の出張年金相談は2月1日(木)です。相談は予約制となっていますので、和歌山西年金事務所へご予約ください。

日時 2月1日(木) 10時～15時（最終受付14時）

場所 湯浅町役場1階 多目的室

予約電話番号 Tel.073-447-1660 [和歌山西年金事務所 お客様相談室]

要介護認定者の障害者控除のご案内

問 福祉課介護保険係(12)⑬番窓口 Tel.64-1120

確定申告等の際に、本人又は扶養親族が障がいのある方の場合、障害者（特別障害者）控除として、一定金額を所得から控除できる制度があります。この制度は基本的に障害者手帳をお持ちの方が対象ですが障害者手帳をお持ちでない方でも65歳以上の要介護認定を受けている方で対象になる場合があります。

要介護認定者の方が障害者（特別障害者）控除を受けるためには、湯浅町が交付する「湯浅町障害者控除対象認定書」が必要です。事前にお問い合わせのうえ、福祉課介護保険係に申請してください。

各種教室のご案内

申込不要

問 健康推進課保健康子ども係(8)⑨番窓口 Tel.65-3008

	日時	内容	場所
山田ウォーキング教室	1月24日(木) 9時30分～10時30分	山田地区を歩きます。 ※水分補給のための飲み物は各自ご準備をお願いします。	湯浅町役場 保健センター
健康教室	1月24日(木) 10時30分～11時30分	「食事で改善！血糖値が気になるあなたへ」	

貯筋ウォーキングを開催しました

問 健康推進課国保年金係(8)⑨番窓口 Tel.65-3008

12月2日(木)、健康づくり事業として、地域福祉センターから湯浅駅旧駅舎までのコースをウォーキングし、おちゃと公園内にある健康器具を使った講座を行いました。



湯浅駅旧駅舎では、湯浅米醬のおむすび弁当と野菜たっぷりのお味噌汁を食べながら栄養講座を行い、食と運動の大切さについて学んでいただきました。

家具の固定で安心！安全！

設置費用
無料!!

家具転倒防止器具設置事業

1世帯につき1回限りの設置で3台の固定ができます！

65歳以上の方、または身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方のいる世帯が対象となります！



問 総務課地域防災係(16)番窓口 Tel.64-1108